

新	旧	備考
海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011 沿革（略） <u>令和4年6月17日 一部改正</u>	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011 沿革（略）	
（定義） 第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 一 （略） 二 「海外事業資金貸付金債権等」とは、この証券記載の以下のいずれかに該当するものをいう。 イ <u>国際機関</u>、外国政府等、外国法人又は外国人に対する、本邦外において行う事業に必要な資金に充てられる貸付金に係る債権（ハに該当するものを除く。） ロ イに規定する資金を調達するために発行される<u>国際機関</u>、外国政府等又は外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券 ハ 本邦中小企業の本邦外に所在する子会社に対する、本邦外において行う事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権 三～六（略）	（定義） 第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 一 （略） 二 「海外事業資金貸付金債権等」とは、この証券記載の以下のいずれかに該当するものをいう。 イ 外国政府等、外国法人又は外国人に対する、本邦外において行う事業に必要な資金に充てられる貸付金に係る債権（ハに該当するものを除く。） ロ イに規定する資金を調達するために発行される外国政府等又は外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券 ハ 本邦中小企業の本邦外に所在する子会社に対する、本邦外において行う事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権 三～六（略）	
<u>附 則</u>		

<u>この改正は、令和4年7月1日から実施する。</u>		
-------------------------------------	--	--